

「3・11」後の原発訴訟

「運転差し止め」変化象徴



44年生まれ。70年弁護士に。「脱原発弁護団全国連絡会」共同代表。著書に「原発訴訟が社会を変える」。

かわい ひろゆき
河合 弘之さん
弁護士

これまで約20年間に二十数件の原発訴訟で原告住民側の弁護団に参加してきました。

裁判官たちは「原発安全神話」に毒されていて、私たちが「巨大な地震や津波によって重大な事故が起こる可能性がある」と主張しても、「オカミ少年のように大げさなことを叫んでいる人たち」という風にしか、見てくれなかったように思います。

そんな裁判官たちの姿勢が東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の後、変わりました。ある原発訴訟の進行協議で裁判官と一対一で対面したとき、「こういう重要な事件に関与できるのは、裁判官としてやりがいを感じる」と言われたこともありませう。

そうした変化を象徴するのが、いずれも福井地裁の、関西電力大飯原発の運転差し止め判決(2014年)と、昨

年の同高浜原発の運転差し止めの仮処分(15年)です。

樋口英明裁判長(当時)は高浜原発運転差し止めの仮処分申し立ての審理のかなり早い段階から「この事件は私たちの裁判体で決定を出しますから」と話していました。

15年4月に名古屋家裁に異動しましたが、その前に決定を出そうと考えていたのだと思います。仮処分の申し立てからわずか3カ月余りの3月中旬には審尋を打ち切りました。

関電は大飯原発の判決を出した樋口裁判長に決定をさせまいとして裁判官忌避を申し立てしていました。一方、樋口裁判長は異動後も決定を出せるように職務代行者の申請をしました。自分で決定を出したいという意気込みが強かったのではないのでしょうか。

樋口さんの転出と同時に福

井地裁に着任したのは、最高裁事務総局勤務を経験した3人の「エリート裁判官」でした。この3人が、運転差し止めの仮処分に対して関電が申し立てた異議の審理を担当することになりました。

最高裁は裁判の中身に直接介入することはありませんが、人事を通じて介入してくるのです。よほど鈍い裁判官でない限り、この人事の意味はわかるでしょう。「お前たち、わかっているんだろな」という最高裁の強烈なメッセージが込められていると。

異議審が出したのは、仮処分を取り消す決定でした。原発訴訟を担当する、他の下級審の裁判官への威嚇効果もある程度あったでしょうね。一連の人事は、「原発再稼働へと突き進む安倍政権に配慮する最高裁の姿勢は固い」という印象を与えたと思います。

それでも私は悲観していません。裁判官は自分の腹さえ固めれば、最高裁が何を言ってもこうと、良心に従って判決できるのです。樋口さんのような宝はほかにもいる。私はいずれもほとんど訴訟を起こしていきたくは思っています。(聞き手・山口栄二)